

鹿児島監督署だより 第5号

鹿児島労働基準監督署

平成27年10月



労働者の健康を守るため、定期健康診断を実施しましょう。
労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、44条、45条

全国労働衛生週間（10月1日～7日）の機会に、定期健康診断と実施後に必要な措置が確実に行われているか、点検してみましょう。

労働者を雇入れた時と、その後1年以内ごとに1回、定期健康診断が必要です。

- ①既往歴及び業務歴 ②自覚症状及び他覚症状の有無 ③身長、体重、腹囲、視力、聴力
④尿検査（尿中の糖・蛋白） ⑤血圧測定 ⑥胸部エックス線及び喀痰検査 ⑦貧血検査
⑧肝機能検査(GOT GPT γ -GTP) ⑨血中脂質検査 ⑩血糖検査 ⑪心電図検査

*下線は、医師が必要でないと認める場合には省略できます。身長は20歳以上の労働者、⑥は40歳未満（20歳・25歳・30歳・35歳の者を除く）の労働者、腹囲及び⑦以降の項目は40歳未満（35歳の者は除く）の労働者については、省略が可能です。

深夜業など特定の業務に従事させる場合には、6箇月に1回、健康診断が必要です。

パート・アルバイトも、「雇用期間の定めが無いが、又は定めがあっても更新により1年以上使用される（予定を含む）者」で、かつ、「1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者」については、「常時使用する労働者」として、定期健康診断を実施する必要があります。

健康診断実施後に必要な措置

- 健康診断個人票を作成し、5年間保存すること。
- 健康診断の項目に異常の所見がある労働者については、労働者の健康を確保するために必要な措置について、医師の意見を聞く必要があります。労働者数50人未満で産業医がない場合、地域産業保健センター（無料）をご活用下さい。
- 労働者自身が自主的に健康管理に取組めるよう、本人に結果を通知すること。

地域産業保健センターは、<http://sanpo-kagoshima.jp/about/cat638/>

今号の様式 定期健康診断結果報告書 労働者数50人以上の事業場

常時使用する労働者が50人以上の事業場は、衛生委員会で実施結果を協議するとともに、遅滞なく定期健康診断の結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。有機溶剤業務など特殊健康診断については、実施した全ての事業場について、報告が必要です。

鹿児島県最低賃金が改定されました。10月8日から時間額694円
賃金台帳で、実際にチェックしてみましょう。

鹿児島県最低賃金は、鹿児島地方最低賃金審議会の答申を受けて、平成27年10月8日から、
時間額694円に改正されました。678円から16円の引上げになります。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを含めて鹿児島県内で働く全ての労働者に適用され、
最低賃金法第4条により、最低賃金未滿の労働契約は、賃金に関する部分が無効になり、最低賃金
と同額の契約をしたものとみなされます。

鹿児島県最低賃金を下回っていないかチェックする場合には、次の①～④に該当する賃金を全て
除外して、比較することになります。

例えば、基本給が日給5,500円（1日の所定労働時間8時間）に加え、月1万円と定められた
業務手当があり、月平均所定労働時間が173時間となるケースでは、日給5,500円÷1日の平均
所定労働時間8で時間額に換算した687.5円と、月1万円÷1か月の平均所定労働時間173
時間で時間額に換算した57.8円を合計した745.3円と、694円を比較することになります。

比較対象から除外する賃金

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、
- ③ 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜業の割増賃金、
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、

最低賃金ワン・ストップ

無料相談窓口は

鹿児島県社会保険労務士会内

0120-311-615

管内の労働災害発生状況

27年9月末現在

（死亡者数） 26年9月末と比較した増減

全産業	586件	（4人）	+6（-5）
製造業	97件	（1）	-14（+1）
建設業	91件	（1）	+10（-2）
陸上貨物運送事業	82件	（1）	-2（-1）
第三次産業	269件	（0）	+12（-3）
（小売業・社会福祉施設・飲食店・旅館業など）			

死亡は4人。

建設業と第三次産業で増加しています。

11月は

「過重労働解消キャン
ペーン期間」です。

トップが決意をもって、
長時間労働の削減に向けた
取組を推進しましょう。

過重労働解消相談ダイヤル

休日電話相談 無料

11月7日 土曜日

9時～17時

0120-794-713

お問合せは 鹿児島労働基準監督署 担当 平松

鹿児島市薬師1丁目6番3号 TEL099-214-9175 音声案内④